

板橋区子ども家庭総合支援センターの設置について

板橋区子ども家庭部児童相談所開設準備課

板橋区子ども家庭総合支援センターの開設

平成28年の児童福祉法改正

→ 特別区においても児童相談所の設置が可能となる。

板橋区では、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として、「**板橋区子ども家庭総合支援センター**」（以下、総合支援センターという。）を令和4年4月に開設します。

基本方針

総合支援センターは、「妊娠・出産期からの成育歴の把握」、「成長段階に応じた関係機関等との連携の強化」など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした切れ目のない支援を行い、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでいきます。

めざす姿

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭、地域の子育て機能の総合支援拠点

開設スケジュール

総合支援センターは、**令和4年4月1日**に開設します。

開設時は、子ども家庭支援センターの機能を移転のうえ継続し、**令和4年7月**に児童相談所設置市へ移行します。

| | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|------------------------|-------------|-------------------------------------|----|----|-----------------|
| 子ども家庭支援センター機能 (支援課) | グリーンホールにて業務 | ★1日 <u>総合支援センターにて業務開始</u> ★引っ越し | | | |
| 児童相談所機能 (援助課・保護課) | | ★1日 総合支援センターにて準備 準備期間（都からの引継ぎなど） | | | ★1日 <u>業務開始</u> |

施設概要

設置場所

板橋区本町24-17（旧板橋第三小学校跡地の一部）
都営三田線 板橋本町駅 徒歩7分

敷地面積

2,913.20m²

延床面積

3,477.46m²

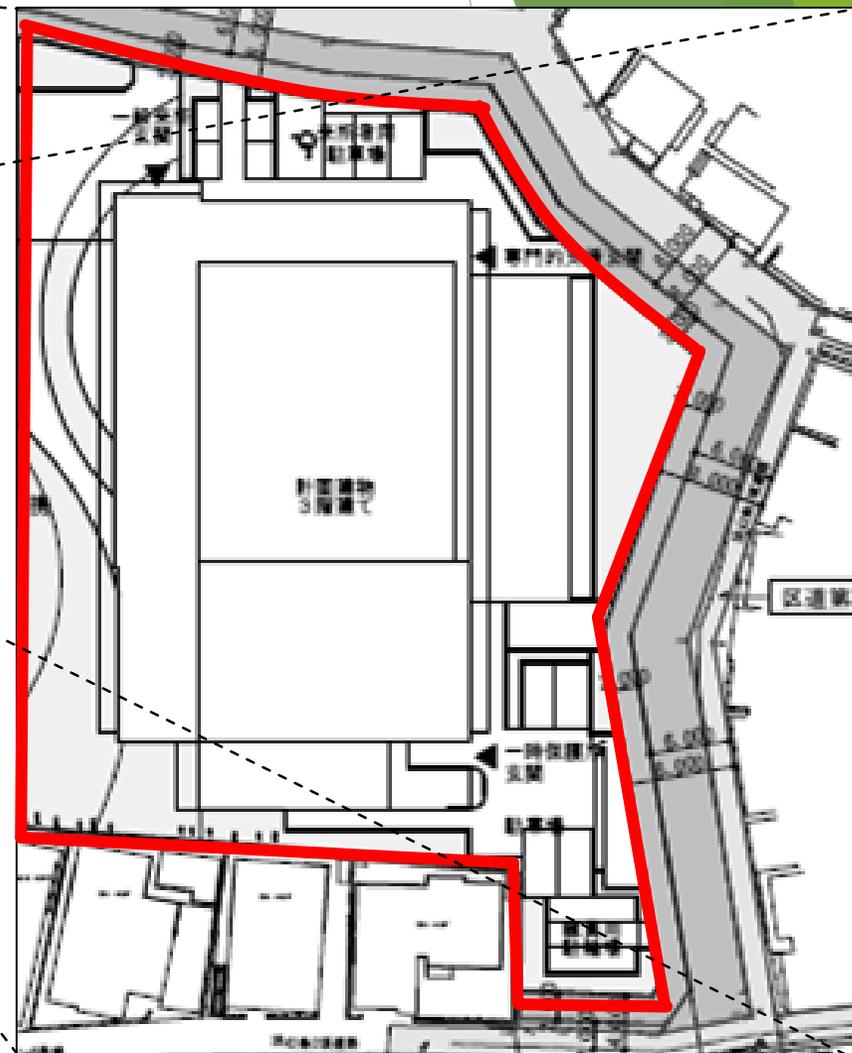
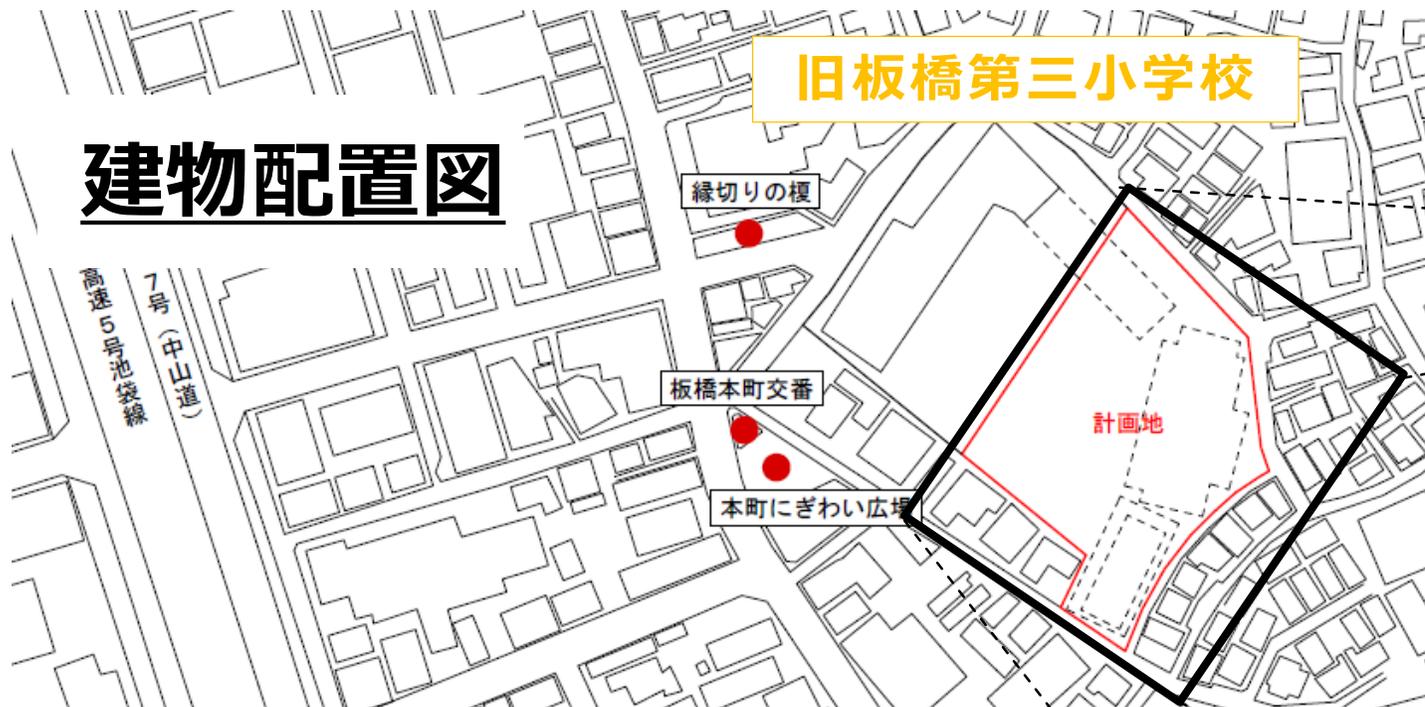
構造等

鉄筋コンクリート造
地上3階建て



建物配置図

旧板橋第三小学校



旧板橋第三小学校跡地の体育館、プール、校舎の一部を解体して建設

完成図



新たな児童相談体制

現行の子ども家庭支援センターの主な業務は、子育てに関する相談を幅広く受け付け、必要な在宅サービスを調整する寄り添い型の支援であり、相談内容に応じて、児童相談所と連携を図っています。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とする事案について、総合的な調査・診断・判定の方針を定め、援助・措置などを実施する機能を担っています。

総合支援センターは、この二つの機能を併せ持つことにより、課題とされている相談先のわかりにくさ、物理的な距離、心理的な温度差を解消します。さらに、二つの機能が重なることで、切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、地域資源等を活用した施策を展開することにより、強力な児童相談体制を構築します。

組織体制

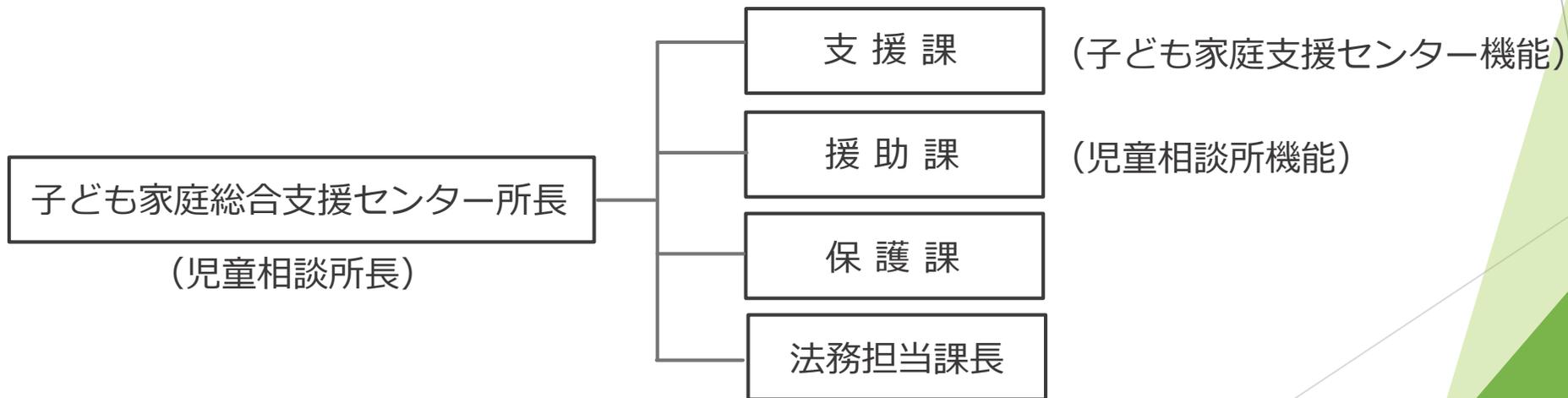
子どもに関する相談を幅広く受け付ける **支援課**

虐待通告に係る対応等を担う **援助課**

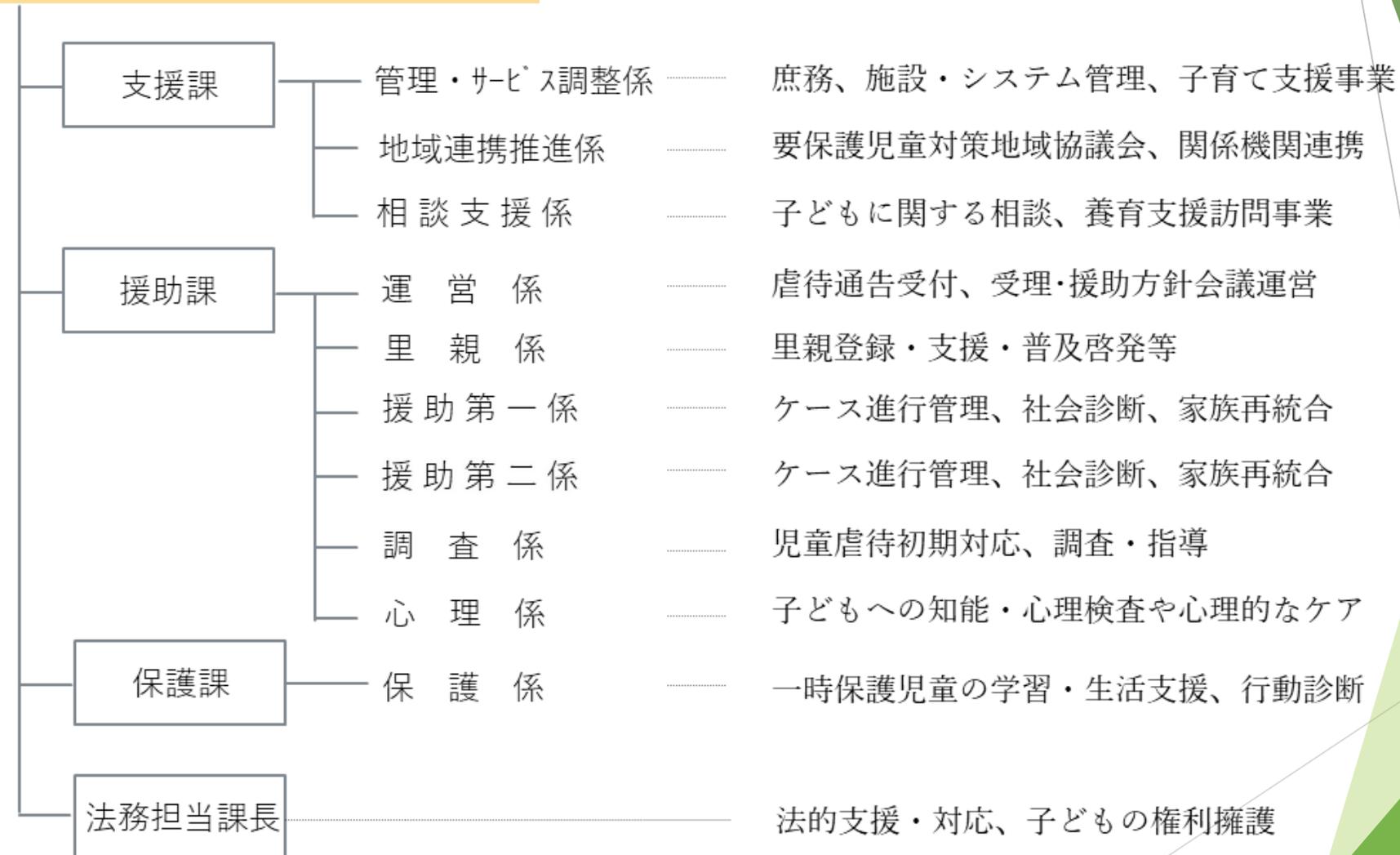
24時間365日保護児童の生活を見守る **保護課** の3課体制に加え、

総合支援センターにおける法務を担当する **法務担当課長** を設置します。

組織体制



子ども家庭総合支援センター所長



人員体制

人員体制は、児童福祉法や児童相談所運営指針等に定める配置基準に基づき、区の人口や相談対応件数等を踏まえ、必要数を配置します。

| 課 名 | 配置予定職種 |
|--------------------|---------------------------|
| 支援課（子ども家庭支援センター機能） | 事務、児童福祉司、児童心理司、保健師 |
| 援助課（児童相談所機能） | |
| 保護課（一時保護所） | 事務、心理療法担当職員、看護師、保育士・児童指導員 |

- 正規職員120名程度を配置
- 会計年度職員及び非常勤職員30ポスト程度を配置



主な業務

相談業務

子育てに関する不安や子ども自身の悩みに対する総合的な相談、子ども（0歳から18歳未満）の成長に伴って生じてくるさまざまな問題の相談、専門的な知識及び技術が必要とする相談に応じていきます。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童や要支援児童等の適切な保護・支援を図るため、関係部署・関係機関を構成員とする要保護児童対策地域協議会において情報の共有や支援方針を検討し、必要な支援を行います。

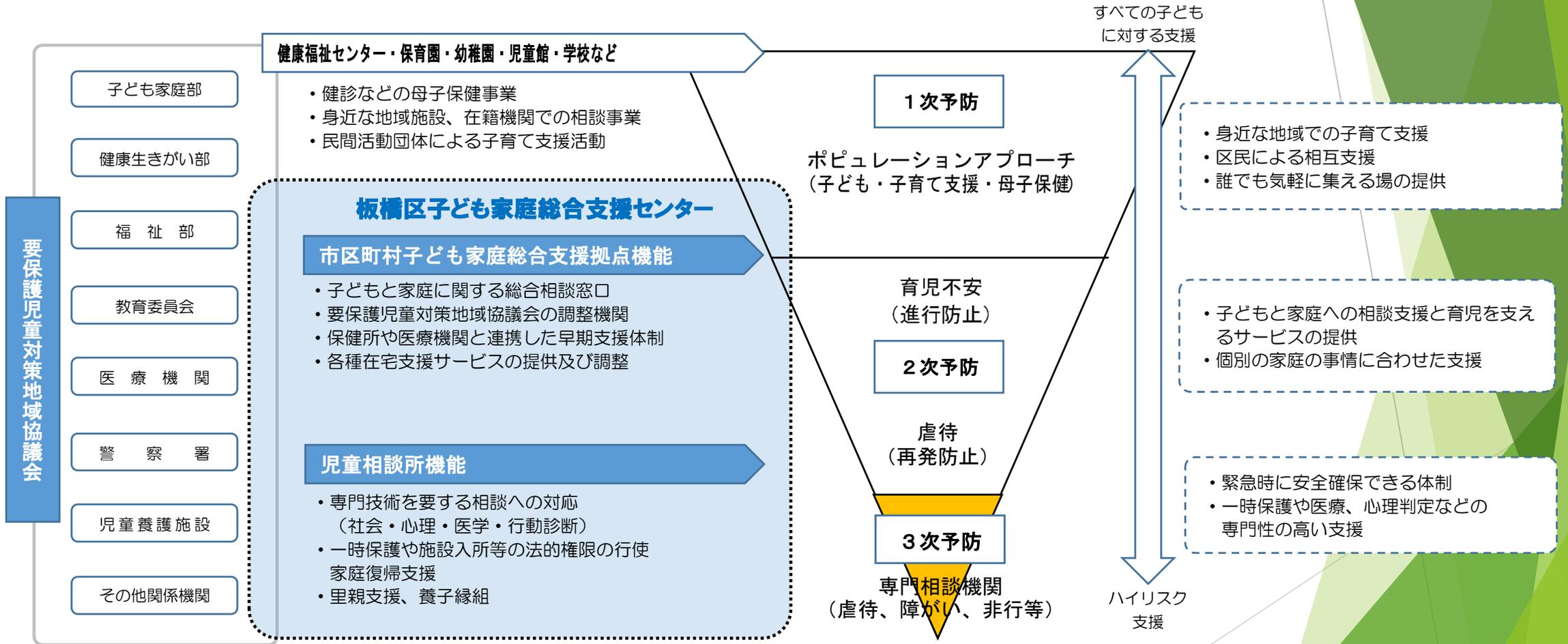
調査・診断

相談業務を通じて把握した子どもやその家庭の状況を調査し、どのような援助が適切かつ必要であるか判断をするため、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等を行います。それらの診断をもとに総合診断を行い、個々の子どもの援助方針を決定します。

里親業務

里親に関する普及啓発、里親への相談援助、子どもと里親の相互交流の場の提供、里親と子どもとのマッチング、養子や養子縁組里親・実父母等への相談援助等を行っていきます。

関係機関等との連携による支援体制



板橋区要保護児童対策地域協議会ネットワークのイメージ

